

## ジェイエスエススイミングスクール

### 福田屋内スポーツセンター・磐田温水プールスクール規約

#### (名称)

第1条 本スクール JSS スイミングスクール福田屋内スポーツセンター・磐田温水プールと称します。

#### (位置)

第2条 本スクールは磐田市刑部島 274-3 に置きます。

#### (目的)

第3条 本スクールの目的は、教育配慮のもと、担当コーチによる一貫した水泳指導を行い、水泳に対する正しい理解を深め、合わせて心身の健康づくり、健全な心身の育成、スポーツの振興を図ることを目的とします。

#### (入会資格)

第4条 本スクールに入会できるものは、各コースに定められた資格に該当し、本スクールの趣旨に賛同し、規約に同意したものとします。ただし、心臓病、脳疾患、てんかんまたは卒倒性体質者、強度の高血圧・低血圧の者、伝染病、精神病、刺青者、暴力団関係者、その他反社会勢力関係者である場合は入会できません。また、入会后発覚した場合は会員資格を失います。(除名)

#### (指導日程)

第5条 本スクールの会員は、各期スケジュールに基づいて、定められた曜日、時間の中で指導を受けるものとします。

#### (休校)

第6条 本スクールは、設備整備、その他やむを得ない事由が発生した場合には休校することがあります。その場合、原則振替授業、返金は行わず、施設利用券をお渡しします。尚、台風、大雨、強風、雷雨、降雪等の悪天候警報が出た場合や、地震・火災等災害時、集団伝染病発生時及び行事等により臨時休講する場合があります。その場合は、原則振替授業、返金は行わず、施設利用券をお渡しします。

#### (指導内容)

第7条 本スクールは、各クラスに応じた指導要綱及び細目を設置します。指導要綱および細目に基づく個別的、具体的指導方法は、ヘッドコーチ及び各コーチが決定します。

#### (入会)

第8条 参加希望者は別に定める参加申込書を記入、捺印し、参加費を添えて提出します。尚、健康申告書は必ず真実を申告してください。申告内容によっては医師の健康診断書を必要とします。

#### (個人情報)

第9条 本スクールは、会員から取得した個人情報については、スクール指導管理及びスクール運営に関わる業務以外の目的には一切使用いたしません。

#### (会費)

- 第10条 (1) 参加費は前納制とし、申込時に現金にていただきます。  
(2) 一旦納入した会費等はその理由に拘わらず原則として返金いたしません。

#### (会費の改定・燃料費等の追加徴収について)

第11条 本スクールは、参加費の改定を行うことがあります。経費を改定する場合は、次クール開講案内時に改定される参加費を提示します。

#### (会員資格・権利の譲渡禁止)

第12条 本スクールの会員資格及び権利は他のものに譲渡できないものとします。

(会員の遵守事項)

第13条

- (1) スクール内では、全ての職員の指示に従い、ルールを守ってください。
- (2) 本スクールの秩序を守り、他に迷惑をかけないように努めてください。
- (3) チームワークを守り、全校生が明朗活発なスポーツマンとなるように努めてください。
- (4) 来校時に貴重品、ゲーム、カード等や多額な現金をスクール内に持ち込まないでください。
- (5) 他人の物には触れないでください。
- (6) 施設の備品、建物を傷つけたり壊してはなりません。万一傷つけたり壊したりした場合はその賠償の責を負うものとします。
- (7) 館内、プール内、更衣室内、観覧席でのビデオ、カメラ、携帯電話等での撮影は禁止します。

(除名)

第14条 次の項目のいずれかに該当する場合は除名することがあります。除名された場合、会員の資格・権利を失い、会員等原則として返金致しません。

- (1) 本会員にふさわしくない行為のあるものはコーチ、運営管理者の協議、判断により除名することがあります。
- (2) 本スクール及びスタッフまたは他の会員の名誉を著しく汚したものの。
- (3) 本スクール及び他の会員または利用者に対して過度や不当な要求に行うものの。
- (4) 本規約に違反したものの。

(管理責任)

第15条 本スクール内及び駐車場で発生した事故、盗難については、等スクールは一切責任を負いません。ただし、本スクールにおいて定めた授業時間内での責任と認められる事故については、本スクールが加入する保険金内で補償し、それ以上の責任は負わないものとします。

(規約の改定)

第16条 本規約の改定は、本スクールが必要に応じてこれを行うことができるものとし、会員は予めこれに同意するものとします。尚、規約を改定した場合には本スクールの掲示板等に掲示します。

(規約の発効)

第17条 本規約は2023年4月1日より発効します。

(附則)

この規約は令和6年3月1日から一部改訂施行する。